

板橋区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱

(令和8年3月23日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、介護福祉士の資格を取得し、板橋区の区域内（以下「区内」という。）の介護サービス事業所において介護サービスに従事する者に対し、板橋区介護福祉士資格取得支援助成金（以下「助成金」という。）を交付し、介護従事者の確保及び職場への定着を支援し、もって区民に対する良質な介護サービスの安定的な提供の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護福祉士」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士をいう。

2 この要綱において「介護サービス事業所」とは、区内で次に掲げる事業又は施設を運営する事業所をいう。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する事業（同条第4項から第6項まで、第12項、第13項及び第24項に規定する事業を除く。）

(2) 介護保険法第8条の2に規定する事業（同条第3項から第5項まで、第10項、第11項及び第16項に規定する事業を除く。）

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 第5条の規定による申請を行った日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度に社会福祉士及び介護福祉士法第40条に規定する介護福祉士試験に合格し、同法第42条第1項に規定する登録（以下「介護福祉士の登録」という。）を受け、同条第2項において読み替えて準用する同法第30条の規定による介護福祉士登録証の交付を受けた者であること。

(2) 介護福祉士の登録の日から3か月以内に、介護サービス事業所に介護職員として就労していること。

(3) 前号における就労期間が、勤務を開始した日（介護福祉士の登録の日以前から就労している場合は登録の日の翌日）から3か月以上継続しており、かつ申請日時点において就労していること。

(4) 国、他の地方公共団体、公益団体等から同種の補助金等を受けていないこと。

(5) 申請日現在、個人住民税を滞納していないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）第12条第2項に規定する受験手数料及び同令第14条第2項第1号に規定する登録手数料の合計額とする。

2 助成金の額の総額は、毎年度予算の範囲内で区長が定める額を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、板橋区介護福祉士資格取得支援助成金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に次の書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 介護福祉士登録証(社会福祉士及び介護福祉士法第43条第1項に規定する指定登録機関が交付したものに限り)の写し
- (2) 介護福祉士国家試験受験手数料の支払に係る領収証等の写し
- (3) 介護福祉士資格登録手数料の支払に係る領収証等の写し
- (4) 就労証明書(別記第2号様式)
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、個人住民税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書(いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て)を添付するものとする。
 - ア 交付申請書(別記第1号様式)において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合
 - イ 区外に居住している場合
 - ウ 区外からの転入者で、転入前の自治体において個人住民税の課税又は非課税が決定されている場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 前項に規定する申請の期限は、国家試験の合格年度の翌年度の末日とする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その申請内容を審査し、適正と認めるときは助成金の交付決定を行うものとする。

2 区長は、助成金の交付を決定したときは板橋区介護福祉士資格取得支援助成金交付決定通知書(別記第3号様式)により、助成金の交付をしないことを決定したときは板橋区介護福祉士資格取得支援助成金不交付決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知する。

(助成金の交付)

第7条 区長は、前条第2項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に対し速やかに助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、申請者本人名義の口座へ口座振替の方法により行うものとする。

(決定の取消し)

第8条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、助成金の交付の決定の内容又はこれに付けた条

件その他法令に基づく命令に違反した場合

- 2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、申請者に板橋区介護福祉士資格取得支援助成金交付決定取消通知書（別記第5号様式。以下「取消通知書」という。）によりその旨を速やかに通知しなければならない。

（補助金の返還）

- 第9条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、既に助成金が交付されているときは、申請者に取消通知書により期限を定めて当該助成金の返還を求めなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

- 第10条 区長は、前条の規定により助成金の返還を求めたときは、申請者に助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。
- 2 区長は、助成金の返還を求めた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（違約加算金の計算）

- 第11条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を求めた場合において、申請者の納付した金額が返還を求めた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求めた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

- 第12条 区長は、第10条第2項の規定により延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（他の助成金等の一時停止）

- 第13条 区長は、この要綱以外の要綱等に基づき交付された補助金等の返還を求められた者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年度中に交付決定を行う助成金に対するこの要綱の規定の適用については、第3条第1号中「前年度」とあるのは「前年度又は前々年度」とし、「前々年度」に該当する場合にあっては、第5条第2項中「翌年度」とあるのは「翌々年度」とする。